

# 平成29年度福島県スポーツ団体等標準宿泊料金要項

## 1. 基本宿泊料金及び接遇

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

### (1) 基本宿泊料金

団体・種別	宿泊料金総額	基本料金(消費税額)
小学生	A 5,940円	5,500円(440円)
	B 6,480円	6,000円(480円)
	C 7,020円	6,500円(520円)
中学生	A 6,264円	5,800円(464円)
	B 6,804円	6,300円(504円)
	C 7,344円	6,800円(544円)
高校生	A 6,480円	6,000円(480円)
	B 7,020円	6,500円(520円)
	C 7,560円	7,000円(560円)
大学生・成人引率者・競技役員等	A 7,236円	6,700円(536円)
	B 7,776円	7,200円(576円)
	C 8,316円	7,700円(616円)

(2) 駐車料金：旅館ホテルと協議する。

### (3) 接遇

団体・種別	畳数割人数	浴 タ 歯 衣 オ ル ブラシ	献立	
			朝食	夕食
小学生	2畳に1人	無	6品	6品
中学生	2畳に1人	無	6品	6品
高校生	2畳に1人	無	6品	6品
大学生・成人引率者・競技役員等	2畳に1人	有	6品	7品

部屋の大きさにより多少増減あり。

### 《標準献立表》

但し、小・中・高校生以外は、1品増しとする。

夕 食		朝 食	
1 お通し	・胡瓜、わかめ、ツナ缶、ドレッシング和え ・ブロッコリー、ソーセージ、マヨネーズ ・生野菜	1 小 鉢	・ラジウム卵、おひたし ・豆腐揚げ出し
2 焼き魚 (煮物等)	・赤魚照焼き ・酢 豚 ・野菜炒め	2 中 皿	・ソーセージ野菜炒め ・塩引き ・生揚げ煮付け
3 洋 食 (揚げ物等)	・豚肉生姜焼き、キャベツ、トマト、パセリ ・鳥唐揚げ、レタス、レモン、パセリ ・白身魚フライ、ポテトサラダ、パセリ	3 皿	・ハム、レタス ・オムレツ、キャベツ ・卵焼き、大根おろし
4 お吸い物 (スープ)	・かき玉汁 ・わかめスープ ・トン汁	4 味噌汁	・わかめ豆腐味噌汁 ・油揚げ大根味噌汁 ・しじみ味噌汁
5 御飯、お新香		5 御飯、お新香	
6 果物(バナナ、りんご、すいか等)		6 牛乳又はヤクルト	

## 2. 弁当の標準料金(総額)

- ・折詰弁当：648円(内消費税48円)より
- ・おにぎり弁当：486円(内消費税36円)より

## 3. 欠食控除の取扱い

宿泊して食事を抜いた場合の宿泊料金は、基本料金より欠食した下記の料金を控除した金額とする。  
(基本料金とは、宿泊料金から消費税を差し引いた料金)

	小学生	中学生	高校生	大学生・成人引率者・競技役員等
朝食	A 550円	A 580円	A 600円	A 670円
	B 600円	B 630円	B 650円	B 720円
	C 650円	C 680円	C 700円	C 770円
夕食	A 1,100円	A 1,160円	A 1,200円	A 1,340円
	B 1,200円	B 1,260円	B 1,300円	B 1,440円
	C 1,300円	C 1,360円	C 1,400円	C 1,540円

#### 4. 宿泊しないで食事のみの料金 (消費税を含む総額表示)

	小学生	中学生	高校生	大学生・成人引率者・競技役員等
朝食	A 1,188円	A 1,253円	A 1,296円	A 1,447円
	B 1,296円	B 1,361円	B 1,404円	B 1,555円
	C 1,404円	C 1,469円	C 1,512円	C 1,663円
夕食	A 2,376円	A 2,506円	A 2,592円	A 2,894円
	B 2,592円	B 2,722円	B 2,808円	B 3,110円
	C 2,808円	C 2,938円	C 3,024円	C 3,326円

#### 5. その他

##### (1) 適用範囲

本料金は、県スポーツ少年団スポーツ大会、県中体連、県高体連大会及び県総合体育大会に適用するもので、県内競技大会については、これに準ずるものとする。

##### (2) 適用外

(ア) 本料金は、上記以外の個人的宿泊（一般客・保護者の応援団を含む）については適用しないものとする。

(イ) 本料金は、県内スポーツ大会のみに適用するもので、県外選手も参加する大会については適用しないものとする。

##### (3) 本要項の適用は、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合加盟（賠償責任保険加入）の宿泊施設とする。

##### (4) 宿泊の予約等

##### (ア) 予約の申し込み

所定の申込書に必要事項を明記の上、申込団体から地元の旅館組合に申し込む。

##### (イ) 予約金

イ 小・中学生、高校生、引率者、競技役員等については予約金を不要とする。

ロ 大学生・成人選手については、予約の際に予約金を徴収することができる。

・予約金は、宿泊第1日目の宿泊費の一部に充当することができる。

・予約金は、原則として返金しない。但し、宿泊日から7日前までの取消しについては返金するものとする。

・予約金は、宿泊料金精算の場合に料金の一部に充当する。

##### (ウ) 宿泊予約のキャンセル料金

イ 第1泊目のキャンセル料金

宿泊当日
100%

ロ 2泊目以降のキャンセル料金

宿泊当日の14時まで	宿泊当日の14時以降
0%	80%

ハ 14時以降に宿泊が確定した場合は、夕食の用意ができない場合もある。

##### (5) 旅館への連絡事項（厳守）

(ア) 宿泊日、日数及び人員の変更.....少なくとも前日までに連絡

(イ) 早着、遅滞が生ずる場合.....前日までに連絡

(ウ) 欠食（朝食）.....前日までに連絡

(エ) "（夕食）.....前日までに連絡

##### (6) 宿泊料金のランク付（A、B、C）については、申込団体と所属組合間で協議のうえ決定するものとする。

##### (7) 送迎サービスを行っている宿泊施設は限られており、送迎に関する希望に添えない場合は旅館組合等より連絡をする。なお、送迎サービスの不慮の事故やトラブル等に関しては、旅館組合は関知しないものとする。

## 要項改定新旧対照表

旧 要 項 文	新 要 項 文
<p>5. その他</p> <p>(5) 旅館への連絡事項（厳守）</p> <p>(7) 送迎</p> <p style="padding-left: 2em;">送迎については、不慮の事故やトラブル等の発生時における責任上の観点より、申込者（学校）側と宿泊施設側の2者間において取り決めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、有料にて営業用のバス・タクシー等を使用した場合を除きます。</p>	<p>(平成29年度改定)</p> <p>5. その他</p> <p>(5) <u>宿泊施設への連絡事項（厳守）</u></p> <p>(7) <u>送迎サービスを行っている宿泊施設は限られており、送迎に関する希望に添えない場合は旅館組合等より連絡をする。なお、送迎サービスの不慮の事故やトラブル等に関しては、旅館組合は関知しないものとする。</u></p>